

沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会運営要領 (改正案)

(会議の運営)

第 1 条 沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会（以下「検討会」という。）の運営については、「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会の開催について」（平成 26 年 6 月 18 日内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

(会議の公開等)

第 2 条 検討会は、原則として**非**公開とする。

2 検討会の配付資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。

(雑則)

第 3 条 この運営要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は座長が定める。